

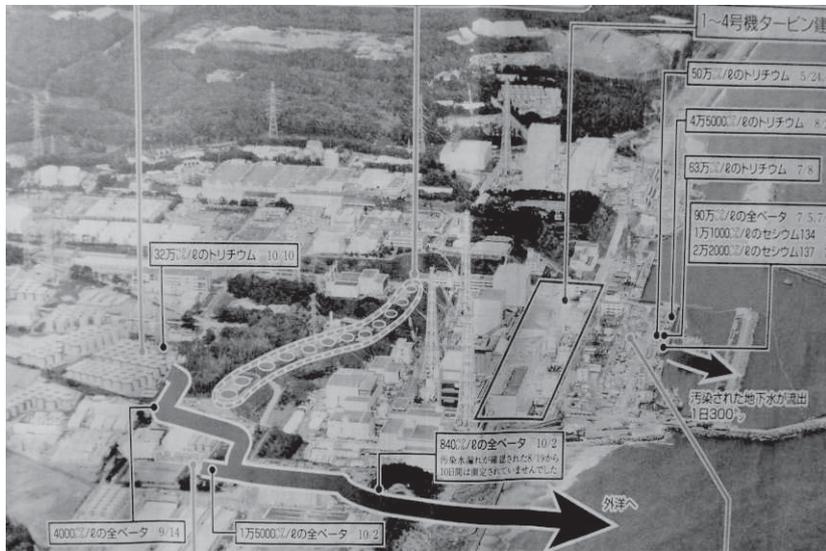
非核の政府を 求める大阪の会

非核の政府を求める大阪の会 中西 裕人
〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)
TEL.06(6765)3032 FAX.06(6765)3033
URL・http://homepage3.nifty.com/hikakuosaka/
E-mail・hikakuosaka@hotmail.com
hikaku-osaka1986@nifty.com

第158号 2013年11月1日

ニュース

福島第一原発・汚染水流出 問題のキーワード



▲東電・福島原発の汚染水流失想定図 (しんぶん赤旗 10/13 付)

専門家の 発言:

相次ぐ汚染水問題
について新聞各紙に
掲載された専門家の

汚染水とは？
高濃度の放射性物質を
含んだ水です。事故か
ら二年半余りが経過し
ましたが、今も福島第

一原発の溶けた核燃料
は膨大な熱を出し続け
ています。溶けた燃料
を冷やそうと水を原子
炉建屋内にある炉心に
注入していますが、結
果的に水は放射性物質
を含んでしまします。
おまけに、建屋が壊れ
ているので一日四〇〇
トンの地下水が流れ込
み、汚染水と混ざって
さらに増えています。

◇和歌山大学理事・平
田健正氏
「もし完全にブロック
して外に出ないのなら
ば、港湾内の水位は上
昇していくはず。コッ
プに水を入れ続けると
一杯になると同じこ
とです。しかし、現状
はそうならない。
港湾内と外の水位が同
じなのです。つまり、
港湾内の汚染された水
は外に流れ出ていると
いうことになりました」

◇元慶応大学准教授・
藤田祐幸氏
「国際的な大ペテンと
しか思えません。首相
は湾外に影響がないこ
との理由として、福島
近海での汚染濃度がW
HOの水質ガイドライ
ンの五〇〇分の一だつ
たことを挙げています
しかし、これは海水に
希釈されただけ。流出
した莫大な放射能の絶
対量が変わらない以上
海洋汚染は止まらない
のです」

◇元日本地下水学会
会長・信州大学教授
藤縄克之氏
「原発のある海岸部で

は地下で、海水と真水
が交流し、山側で地下
水を汲み上げると必ず
海水が回りこんでく
る」

◇経産省汚染水対策委
員会委員 丸井敦尚氏
「福島原発の地下には、
地下水を通しやすい透
水層が二つある。汚染
水は地下水脈を通じて
外洋に漏れている可能
性がある。」

◇元電力中央研究所主
任研究員 本島勲氏
「事故以前から大量の
地下水を井戸から汲み
上げていたが、事故以
降機能しなくなってい
た。」

◇福島原発勤務の元技
術者 木村俊雄氏
「海水ポンプや配管は
地震で壊れたのでは」

- 【非核五項目】
① 全人類共通の緊急課題として核戦争阻止、核兵器廃絶の実現を求める。
② 国是とされる非核三原則を厳守する。
③ 日本の核戦場化へのすべての措置を防止する。
④ 国家補償による被爆者援護法を制定する。
⑤ 原水爆禁止世界大会の、これまでの合意にもとづいて国際連帯を強化する。



九月の常任世話人会議で中西事務局長の上記テーマによるミニ講演の資料を掲載します。

一、「原爆裁判」「下田事件」とは？

(一)一九五五年四月、広島と長崎の原爆被害者が、国を被告とする裁判を提起。請求の趣旨は原爆投下による精神的損害に対する慰謝料(数十万円)を支払え。請求の原因は米軍の原爆投下は、国際法に違

反する不法行為である。したがって、原爆被害者は米国に対して損害賠償請求権がある。その賠償請求権をサンフランシスコ講和条約によって放棄してしまった日本は、原爆被害者に補償・賠償すべきである。

(二)一九六三年二月七日、東京地方裁判所は、原告の請求を棄却したが、米軍の広島・長崎への原爆投下は、国際法に違反すると判決。

国際法(戦時国際法・国際人道法)は、原則として、非戦闘員や非軍事施設への攻撃を禁止している(軍事目標主義)。また、不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁止している。原爆投下はそのいずれにも違反すると判断した。

「原爆裁判」、別名原告のひとり下田隆三氏にちなんで「下田事件」。

二、この事件の法的な問題

(一) この裁判は、多くの法律上の難問。

①米軍の原爆投下は国際法に違反するかどうか、
②違法だとされた場合、被害者個人が米国に対して損害賠償を請求することが出来るか、
③それを米国裁判所が受け容れるかどうか、
④請求権があるとしても、サンフランシスコ講和条約によって放棄されているのではないか、

⑤日本政府がその賠償請求権を放棄することは違法なのか、
⑥放棄が違法ではないとしても、放棄するのであれば国は損失補償をすべきではないのか、

(二) 発案は大阪の岡本尚一弁護士。

岡本尚一弁護士は、東京裁判で弁護人を務めるなかで、戦勝国であっても戦争犯罪は裁かれるべきとの問題意識、原爆裁判

を思い立った。まずアメリカの弁護士に相談したが、このような裁判は「日米関係にとつて好ましくない」、「弁護士費用として二五〇〇ドル(当時、一ドルは三六〇円)を用意したら考える」などとして協力を拒否。日本の多くの弁護士たちも、「蠅螂の斧だ」、「山吹の花と同じで、実を結ぶことはない」。

結局、この裁判を実質的に遂行するのは、岡本尚一(大阪)と松井康浩(東京)たった二人の弁護士。

(三) 裁判所の判断
東京地裁は、原爆投下は国際法に違反するとして、原告の請求は棄却。

国際法の法主体は政府だけである。米国は軍の行動に対しての賠償請求権を認めていない。日本の裁判所は米政府を裁くことはできない。結局、原爆被害者は請求

権をもたない。

従って、原告は、サンフランシスコ条約でも失っていないので、賠償も補償も請求できないという論理。ただし、裁判所は、「被爆者が十分な救済策をとらなければならない」とはいうまでもないが、それは裁判所の職責ではない。政治の貧困を嘆かざるを得ない。」と付け加えた。

三、「下田判決」の成果

(一) 国内法制
一九五七年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」
一九六八年に「原子爆弾被爆者に対する特別措置法」
これらの法律は、一九九四年に「原子爆弾被爆者の援護に関する法律」(被爆者援護法)として原爆被害者への医療や福祉の根拠に。原爆被害は特殊な被害と位置付けられ、原爆症認定訴訟の根拠法として機能。

今日の「原爆症認定訴訟」連戦連勝の礎でもある。この「原爆裁判」が、原爆被害者行政に寄与していることは間違いない。

(二) 国際法
「核兵器の使用、使用の威嚇は国際法に違反するか」についての勧告的意見を求められた国際司法裁判所においても、参照すべき先例として位置付けられ、一九九六年国際司法裁判所は、「核兵器の使用、使用の威嚇は、一般的に、国際法に違反する。ただし、国家存亡の極限状況においては、違法・合法をいえない。」と結論。

その判断枠組みは、「武力紛争に適用される国際人道法の原則及び規則」であって、これは東京地裁の判断枠組みと共通。国際法の発展への寄与。

今日「原爆症認定訴訟」連戦連勝の礎でもある。この「原爆裁判」が、原爆被害者行政に寄与していることは間違いない。



一、原爆症認定集団訴訟は、二〇〇三年以降全国一七地裁で提訴が行われました。これは被爆者達が自分たちの病が原爆症であるとの国に認めさせるための裁判闘争でした。集団訴訟では、二〇〇六年の大阪地裁での原告九名全員勝訴を皮切りにして国の敗訴が相次ぎ、判決が出る度に厚生労働大臣の原爆症認定基準の問題点が指摘され続けていました。

めると約束がされたのでした。また合意に先立ち、認定基準も不十分ながらも改定され（新しい審査の方針）と言われていました、今後は裁判の基準に基づいた認定行政が行われるものと被爆者達は期待をしたのでした。

ところが厚生労働大臣はこの合意後も自ら策定した「新しい審査の基準」すら守らずに入市被爆者の認定申請は一切認めず、近距離被爆者の一部しか認めない形で、すさまじい量の申請却下処分を行ってきたのです。

被爆者達は再度原爆症認定訴訟を提起せざるを得なくなり、近畿を中心として現在全国で約一〇〇名もの被爆者が原爆症認定訴訟に立ち上がっています。

私たちはこの訴訟を「ノーモア・ヒバクシヤ訴訟」と呼び、原爆症認定訴訟についての根本的解決を目指しています。

二、ノーモア・ヒバクシヤ訴訟では、既に二〇一二年三月九日に原告二名の、そして二〇一三年八月二日には原告八名の勝訴判決が出されています。いずれも八・六合意以降の厚生労働大臣の認定の違法性を厳しく指摘したものでした。国はこれらの判決についていずれも控訴をせず、一審で確定を



放射線の影響を否定しようとしていることの違法性が厳しく指摘されました。また心疾患については放射線の影響には「しきい値」（その値以下であれば放射線の影響がないとされる値）は存在しないと考えるのが合理的（つまり、低線量の被爆であっても放射線の影響は認めるのが合理的）との判断が示されました。国は先にも述べたとおりこれらの判決に控訴もせず受け入れたのです。

このような現状において、国、厚生労働大臣が今とるべき態度は明らかです。つまり、集団訴訟も含めて今まで多数下されてきた判決の内容に従って、「新しい審査の方針」を改定し、司法判断と矛盾する違法な認定行政をただちに適法なものへと転換することです。

ところが厚生労働大臣、国は未だに認定行政を改めようとしません。現在に於いても後続のノーモア・ヒバ

クシヤ訴訟では、放射線起因性について既に司法判断では決着がつかないにもかかわらず十年一日のごとく集団訴訟以前からの主張を国は繰り返しています。また現在も新たな原爆症認定申請に対して、機械的に却下処分をしているのです。

三、先日（一〇月一五日）にも、後続のノーモア・ヒバクシヤ訴訟のうち、一つのグループが大阪地裁第七民事部で結審を迎えました。弁護団は今回の結審では、裁判所に対して、単に原告らの却下処分の取消を認めるだけでなく、国家賠償を認めるべきであると強く要請をしました。集団訴訟の提訴から既に一〇年、八・六合意からも四年の歳月が流れているにもかかわらず、厚生労働大臣は、裁判所において厳しく違法性を指摘された原爆症認定の運用を今も続け、被爆者に対してあたかも「認定されたければ裁判をしろ」という態度を取り続けているからです。

四、被爆者達の疾病の原因が原爆放射線被爆にあることを、国が頑なに認めないのは、原爆の非人道性をなすべく認めたくないという姿勢の現れです。その態度は福島第一原発の事故後の態度にも表れています。原爆の非人道性は投下された一瞬に町を焼き尽くす大量破壊兵器である点だけではなく、生き残った被爆者達が、一生涯放射線被爆の影響を受けながら生きていかねばならない点にもあります。

被爆者の声を聞くことは反核兵器運動の原点であり、被爆者に対して国家が正しく補償をするように求めることは、非核の政府を求める運動の一環であろうと思えます。

今後とも皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。（ノーモア・ヒバクシヤ訴訟 近畿弁護団 豊島達哉）



第7回 戦争の傷あと 銘板めぐり&清掃ツアー

府内12か所の地域にある「戦争の傷あとと銘板」をめぐる「銘板めぐり&清掃ツアー」は、今回で7回目を数えることになりました。今回は、貝塚方面をめぐる。

日時・集合場所・コースは以下の通りです。

集合日時：11月22日(金) 午後1時30分集合

集合場所：南海電鉄・本線(南海線)貝塚駅 東口

コース：円光寺つりがね堂→善兵衛ランド→水間寺(水間観音)

参加費：無料 (移動交通費は各自で負担をお願いします。)

■南海電車 難波~貝塚 540円 ■水間鉄道 貝塚~水間観音駅 280円 (いずれも片道)

※貝塚駅には南海電鉄・南海線難波駅から急行・区間急行・準急で約32分、普通で約1時間です。

「円光寺つりがね堂」

戦後50周年(1995年)に当り、大阪府と各自治体に設置された戦争の傷あとと銘板の一つで、次の銘文が記されています。

1945年7月10日未明、堺空襲に飛来したアメリカ軍のB29の一部が、貝塚にも焼夷弾を投下した。この時被害を受けたのは、東、海塚、中、近木、西の各地区で、家屋が炎上し死傷者を出した。特に小住宅が密集していた東地区では、約150世帯が焼け出され、死傷者が多数出た。貝塚市の死者は20数名、そのうち16名が東地区の住民であった。焼け出された人の中には、植民地支配の中で、日本で生活していた朝鮮人も含まれていた。円光寺つりがね堂の軒先に残る焦げ跡がその時の猛火を今に伝えている。 1995年11月

大阪府・貝塚市

善兵衛ランドとは

江戸中期、メガネ職人だった岩橋善兵衛は、生計をたてながら、オランダからの望遠鏡の研究を重ね、独自のアイディアで当時、舶来品に劣らぬ日本で最も優れた一閑張り望遠鏡を作製。月のクレーターを見た初めての日本人と言われています。また、月の満ち欠け、潮の干満の読み取り、星座早見盤、時計の作製など、江戸時代の天文学の発展に貢献。望遠鏡は、伊能忠敬の日本地図作製に用いられました。貝塚生まれの善兵衛の業績を顕彰するため、1992年に貝塚市立の天文施設として作られたのが善兵衛ランドです。

晴天の日は、反射望遠鏡で、太陽のフレアが観測出来ます。

九条守れの声、大阪に結集

九条世界会議・関西二〇一三

二〇〇八年から五年を経た今年一〇月一三日一四日の両日、九条破壊勢力・維新の会の本拠地である大阪で九条世界会議が開催され、五五〇〇名

をこえる国内外の参加者が参加して成功をおさめました。当会も準備段階から実行委員会に関わりブース出展しました。ブースには非核の会の幟と「放射能測定中」ですの幟をたてて、参加者の関心を集めました。熱心に測定器を聞かれる方、地元で定点観測したいがどうしたらよいかなどの質問が多数寄せられ、中川代表をはじめ、懇切丁

寧に説明を行い、非核の会発行の「非核のデータブックⅢ」を八冊、今年度の「意見広告ポスター」に一〇名の賛同者を受けました。ご協力に感謝します。



原発ゼロをめざして



薩摩川内原子力発電所展示館見聞記

パンフレットによれば、それぞれ「八九万キロワット出力の加圧水型(PWR)」である。燃料は大坂の原子燃料工業熊取事業所で作られたものだ。展示されている内容や説明は、原発の仕組みや原理、安全対策などで、各地にある原発資料館とも共通のものだが、原子炉圧力容器、格納容器鋼板、内径七九センチ・肉厚八センチの一時冷却水管が原寸大で展示されているところにこの展示館の特徴がある。驚いたのは地下三〇〇m以下の深度の安定した岩盤に使用済み核燃料を貯蔵する、という説明だ。設置場所は不明という。

カラカラ天気続きの大坂から新幹線四時間で薩摩川内駅につく。バス、タクシーは利用せず第三セクターの鉄道に乗り換え、草道駅から炎天下を約一時間歩くと突然猛烈なスコールに出くわす、さすが南国と感心。目の前に二基の原発が見えてきた。厳重な警戒と鉄索を横に原発を見下ろせる位置に作られた原子力展示館に入る。

帰路はタクシーで川内駅へ。運転手に聞けば、住民の対応は二分されているというが、「福島事故は遠くの出来事」という雰囲気。しかし、幹線道路の一方に原子力推進の看板、反対側にそれに負けない大きさの原発反対のスローガンの看板があり、原発反対勢力の心意気を感じた。(八月五日長尾記)